農家負担金軽減支援対策事業のご案内
～令和７年度に拡充措置が講じられました～

令和７年度新規

１．地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】

国の補助を受けて実施された土地改良事業等※の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成

※担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

採択要件（１～４のいずれかに該当）

１．目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採　択　時	目　　標
80%未満	10ポイント以上増加※
80 ～ 90%未満	５ポイント以上増加
90 ～ 95%未満	95%以上
95 ～ 100%未満	シェア増加
100%	維持

※ 目標集積率60%未満は採択しない。

２．目標年度までに、高収益作物※の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

３．輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

４．先端的な技術を活用※した生産方式との適合が図られること。

※ 先端的な技術を活用とは、次ページを参照。

利子助成のイメージ

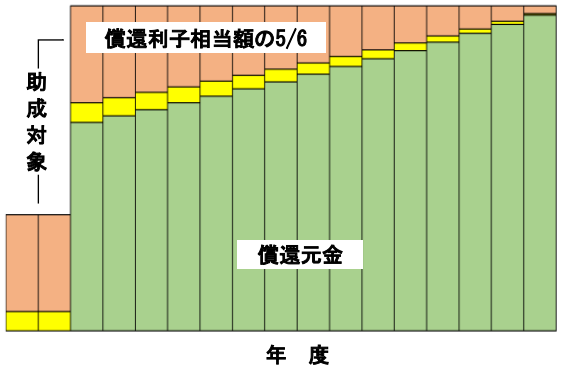

借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

道営事業において、5,400万円を６年間（合計３億2,400万円）、利率 2.05%、17年償還（うち据置２年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

償還利子額	6,900万円
△利子助成額	5,700万円
実質利子負担額	**1,200万円**

２．農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が８割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採　択　時	目　　標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

（１）受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕

（２）農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

保全強化支援事業の対象となる土地改良事業等

区　　分	保全強化支援事業（利子助成）	（参考）公庫資金
国営事業	○	×
道営事業・団体営事業		
土地改良法に基づく事業		
① 担い手育成農地集積事業の対象となる事業	×	○ 5/6 無利子 1/6 有利子
② 水利施設整備事業（農地集積促進型）	○	○ （有利子）
③ 上記以外の事業	○	○ （有利子）
国の補助を受けて実施された土地改良事業	○	○ （有利子）
国の補助を受けないで実施された土地改良事業であって、対象となる事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業	○	○ （有利子）

採択要件「先端的な技術を活用した……」とは

対象事業地区の事業計画書又は関係資料、図面等で、以下に例示した整備が行われることが確認できること

【例】

自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間等移動通路、ターン農道、RTK-GNSS基準局、情報通信環境の整備）、
大区画化（矩形おおむね１ha 以上の区画整理）、
用排水路パイプライン、分水ゲートの自動化（電動化含む）、
地下水位制御システム（FOEAS、集中管理孔方式等）、自動給水栓、調整水槽、排水槽、
無線草刈機導入に対応した畦畔法面の整備、
ドローンによる薬剤散布の効率化のための区画標高の調整　等

［お問い合わせ先］
北海道土地改良事業団体連合会　総務企画部企画指導課
負担金担当（粕谷・笠原）

TEL：011-206-4039（課直通）
E-Mail：kikaku@htochiren.jp（課代表）